

「高等学校卒業程度認定試験合格」を目指す

ひとり親家庭の方を応援します！



～郡山市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業～

高等学校卒業程度認定試験とは、様々な理由で高等学校を卒業していない方を対象に、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者には大学・短大・専門学校の受験資格が与えられるとともに、就職・資格試験等に活用することもできます。

対象者 市内にお住まいのひとり親家庭のお母さん、お父さん及びそのお子さん(20歳未満)で次の条件すべてを満たす方。

- ・児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
- ・高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、これから講座を受講すること。
- ・今までにこの事業と同様の趣旨の給付金を受給していないこと。

対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制含む)

※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象となりません

給付金 ※受講対象講座指定申請と同じ年度内に限ります。

- ①**受講修了時給付金**・・・対象講座の受講を修了したときに講座費用の4割(上限10万円)を支給します。
- ②**合格時給付金**・・・認定試験に全科目合格したときに講座費用の2割(ただし、上限は受講修了時給付金と合わせて15万円)を支給します。

手続き

- ・必ず受講開始前に当センターにご相談のうえ、講座指定申請手続きを行ってください。
- ・受講修了時給付金は受講修了の日から30日以内に、合格時給付金は認定試験の合格証書に記載されている日付から40日以内に支給申請手続きをしていただくことが必要になります。

みなし寡婦(夫)の算定適用

平成30年8月から、未婚の母子(父子)の方が受講希望する場合、地方税法上の寡婦(夫)控除をみなし適用します。

お問い合わせ 郡山市子ども支援課 子ども家庭相談センター
(ニコニコ子ども館2階)

024-924-3341

(令和2年4月)